

カリキュラム等の 改善に係る提案

碓 井 構 成 員

ご提出資料

専科教員認定講習会受講資格の実務経験見直しについて

1. 5年の実務経験が条件となっていた講習会は、昭和36年に開催された講習会の1回のみであり、柔道整復師法が単独法となった昭和45年以降実務年限3年以上で現在まで行われてきた。「実務経験3年以上」は約45年間にわたり、制度として完全に定着しており、実務経験3年は暫定の処置であるという認識を改めていただきたい。

2. 教員の質を向上させることは無論否定しないが、実務経験年数を延長さえすれば質の向上につながるというのは短絡的ではないか。教員の質の向上については、卒後研修を義務付けるなど研修の質を上げるなどの方法が実効があるのではないか。（講習会の受講要件に卒後研修修了を望ましいとしている。）専科教員講習会の受講者の過半数が卒後3-4年の者であり、現在教員資格を希望する者の大半が若い人であり若い人の方が受講試験の合格率も高く実際には優秀である。その理由は、現在各学校で、3年先の教員確保を睨み、既に教員候補者の採用等をしている状況にあるからである。卒後5年以上で受講する者の大半は既に接骨院経営者であり、将来専任教員にするには向かない。彼らは教員資格だけをステータスとして取得して、養成校には常勤採用されていないのではないか。選ばれた新卒者を将来の専任教員として養成し、教員としての経験を積ませることを重視している。

専科教員認定講習会受講者の実務経験年数

	3年以上5年未満	5年以上	7年以上	合計
平成27年度	52 (65.0%)	13 (16.2%)	15 (18.8%)	80
平成26年度	62 (72.1%)	18 (20.9%)	5 (5.8%)	86
平成25年度	53 (73.6%)	14 (19.4%)	5 (6.9%)	72
平成24年度	58 (73.4%)	18 (22.8%)	3 (3.8%)	79

3. 他の医療職の教員資格は5年の実務経験が必要であるということであるが、あはきと柔整以外は講習会の受講義務がない（あはきは養成校卒業後養成課程に入学可）。受講資格を実務年限5年とするとさらに半年講習会を受講し、教員採用は翌年度となるため、実質6年となる。講習会は週末に開催されており、講習会受講期間中も実務を行っているため、5年目に講習会を受講できる。講習会修了後、実務年限5年を持って教員資格とすることでよいのではないか。

4. 専任教員を養成する場合、各養成校は3年間の実務経験を積ませてから、教員にする人材を養成している。専科教員講習会を修了した人間を採用しているわけではない。教員になる優秀な若い人材を既に確保して、計画的に養成している。二年前に教務助手採用した人間が来年、一昨年助手採用した人間が再来年に受験し教員として採用する計画をしている。各学校も採用計画に基づいて採用しており、採用者への信義則（採用後4年目に教員採用という契約）もあり、移行期間がないと困る。各学校の教員養成計画が飛んでしまうことになるし、5年間の実務経験を積むまでに教員候補者のモチベーションの低下にもつながり、継続確保が難しい。（5年間各校が教員候補生を抱えることの経済的負担もある。医学部のように無給か薄給で採用するわけにはいかない。）

※教員数を増やす以上、向後1-2年間新卒者を採用して最短で3年かかるので、5年ぐらい据え置くという移行措置は最低限必要だ。

具体的には平成30年4月採用予定者が受講するのは平成33年度になるので、平成34年度専科教員講習会から適応してもらいたい。

臨床実習指導者講習会研修事項の検討

1. 柔道整復師養成施設における臨床実習制度の理念と概要

- ① 臨床実習の必要性
- ② 臨床実習の目的
- ③ 制度の概要
- ④ その他

2. 臨床実習の到達目標と修了基準

- ① 臨床実習で何を学ばせるか
 - ア 適切な施術環境の構築
 - イ 施術補助技法
 - ウ 物理療法機器の取り扱い
 - エ 施術録の記載法および保全
 - オ 施術所事務（一部負担金受領など）
 - カ 保険施術の実際（受領委任制度を含む）
 - キ 柔道整復師施術療養費支給申請業務
 - ク その他
- ② 実習目標の設定
- ③ 臨床実習修了評価技法
 - ア 態度
 - イ 施術室の準備
 - ウ 施術技術
 - エ 保険施術に関する事務
 - オ 施術終了時の施術室の保全
 - カ その他
- ④ その他

3. 施術所における臨床実習プログラムの立案

- ① 医療の社会性
- ② 患者と施術者の関係
- ③ 医療面接
- ④ 施術の安全管理
- ⑤ 緊急時の対応
- ⑥ 医療連携（多職種協働を含む）
- ⑦ その他

4. 臨床実習指導者の在り方

- ① 技術教育の在り方

- ② プロフェッショナリズム
 - ③ コーチング
 - ④ フィードバック技法
 - ⑤ メンタルケア
 - ⑥ 指導困難な実習者とその対応
 - ⑦ その他
5. 臨床実習指導者およびプログラムの評価
6. その他臨床実習に必要な事項